
特区制度の振り返りと今後の展開

特区制度と地方創生

2024年12月24日
内閣府
地方創生推進事務局



特区制度と地方創生（経緯）①

- **構造改革特区制度**は、地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を内閣一体となって行っていくものとして2002年に法制定
- **総合特区制度**は、国と地域の政策資源を集中させることにより、産業の国際競争力の強化となる拠点形成と、地域資源を最大限活用した地域の活性化を推進するものとして、2011年に法制定し、国際戦略総合特区と地域活性化総合特区を指定
- その後、**国家戦略特区制度**が、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成を図り、経済の発展及び国民生活の向上に寄与するためのものとして2013年に法制定

2002年

地域の特性に
応じた規制改革を実施

構造改革特区

規制の特例措置は
全ての自治体が活用可能

実現に向けて
省庁間で調整

特例措置 56
全国展開 145

特区認定数(累計実績) 1424

2011年

先駆的取組に
国と地域の政策資源を集中

総合特区

規制の特例措置(指定区域)
＋財政支援

実現に向けて
国と地方の協議会で議論

特例措置 20
全国展開 31 ※

特区指定数 23

2013年

令和6年12月現在

大胆な規制・制度改革
による経済再生

国家戦略特区

民間有識者が参加するWG、
諮問会議で調整

規制の特例措置は
特区指定区域が活用可能

特例措置 67
全国展開 93 ※

特区数(政令指定) 16

※初めから全国展開されたものを含む

特区制度と地方創生（経緯）②

国家戦略特区では、2014年の第1次区域指定後、「志の高い、やる気のある地方の自治体」が、規制改革により地方創生を実現できるよう「**地方創生特区**」として、第2、3次指定を2015、16年に行い、近年でも**デジタル田園都市国家構想の先導役**として、2022年に**スーパーシティ**、**デジタル田園健康特区**、本年6月には地域課題に連携して取り組む**連携“絆”特区**や、**金融・資産運用特区**に関連した追加指定を行ったところ

【国家戦略特区の指定区域（2024年6月現在）】



スーパーシティ【つくば市、大阪府・市】（R4.4～）

データ連携基盤を活用し、複数分野での先端的サービス実装に取り組む

【主な規制・制度改革事項等】

- ・ パーソナルモビリティの最高速度の引き上げ・実装
- ・ 空飛ぶクルマの社会実装に向けた制度整備
- ・ データ連携基盤の利活用

など



（出典：つくば市）



（出典：グラングリーン大阪開発事業）

連携“絆”特区【福島県・長崎県、宮城県・熊本県】（R6.6～）

共通課題を抱える自治体間の連携により、地域課題解決に取り組む

【主な規制・制度改革事項等】

- ・ ドローン配送等の新技術の早期実装（レベル4飛行でのオンデマンド配送の実装、圧縮水素貯蔵量上限の緩和等）
- ・ 半導体関連産業の拠点形成（外国人材の受入れ円滑化等）

など



（出典：福島ロボットテストフィールド）



（出典：jasmi）

これまでの主な成果①

特区制度は、全国的な規制・制度改革を推進する規制改革推進会議等、他の枠組みとの連携を図りつつ、

- ① 規制・制度面で課題に直面している地域からの提案窓口
- ② 改革意欲の高い地域と国が協力・連携して、規制・制度改革を進める枠組
- ③ 全国一律での実現が難しい規制・制度改革について、各特区法に基づいて特例を創設し実証を行う枠組
- ④ 特区認定が、地域内での連携・モチベーションやブランド価値向上にも資する

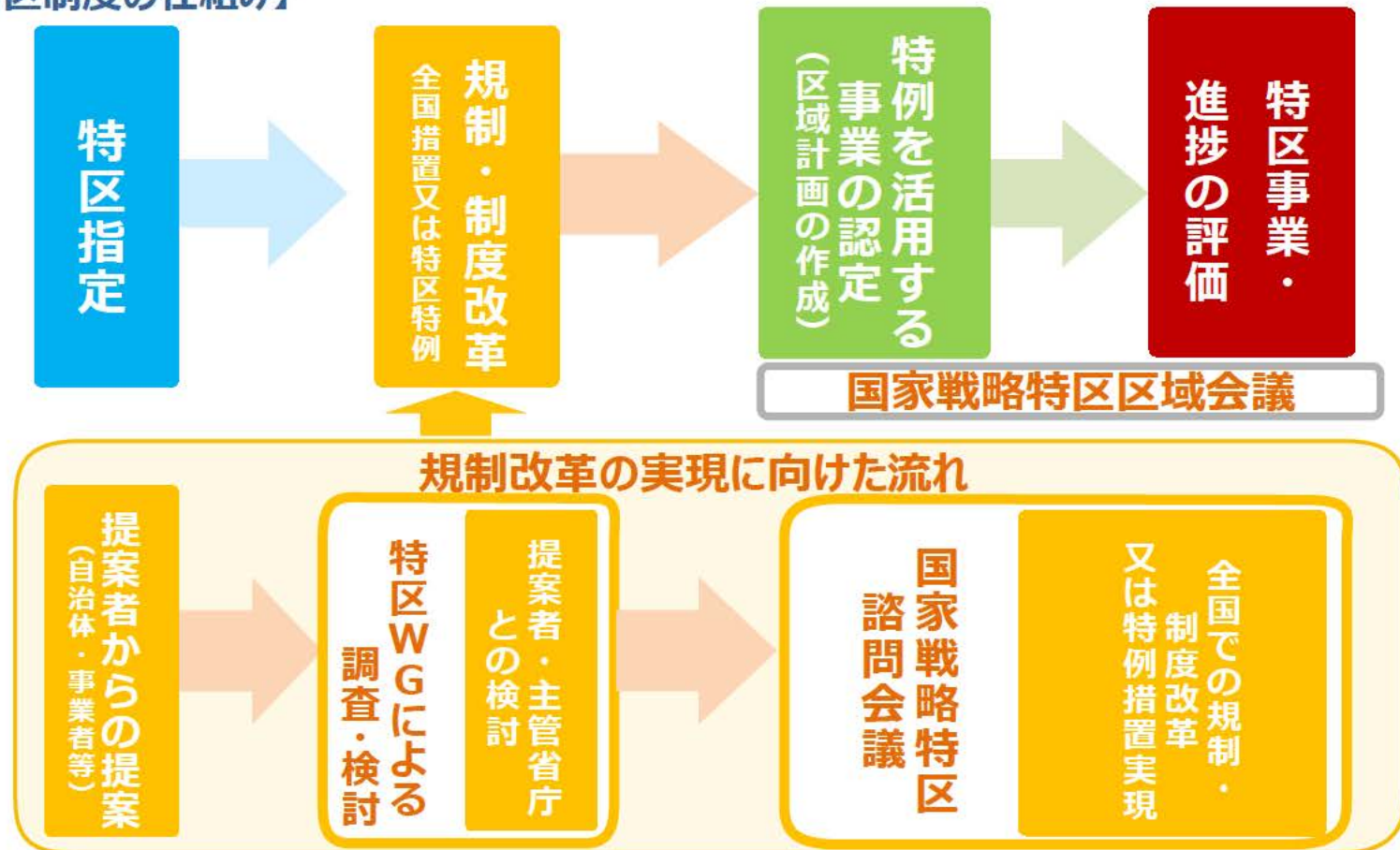
等の特徴・意義を有する制度



これまでの主な成果②

- 特に、国家戦略特区では、総理を議長とし民間有識者も参加する特区諮問会議や民間有識者主体のワーキンググループが規制・制度改革の議論を推進
- 内閣府のサポートを得ながらも主に提案者と各省庁の間で調整を行っていたこれまでの特区と比較し、特例措置の創設に関する調整を行いやすくなったとの自治体の声あり

【国家戦略特区制度の仕組み】



これまでの主な成果③

- 3つの特区制度の運用を通じ、**保育、教育、観光・商工業、農業、医療、人材、交通・都市再生**など、地方の生活環境と経済活性化に関連する幅広い分野で、**地域の実情を踏まえた規制・制度改革**を実現
- 全体では2024年12月時点で**269※の全国措置化、特例措置も320件**（320の内177は全国措置化(269の内数)）

※ 構造特区は、特区での議論を通じ最初から全国措置化されたものはカウントできず、含まれていない

＜参考＞ 特区を活用した取組の一例（分野別の主な活用事例は参考資料 2 - 1、特例一覧は参考資料 2 - 2）

学校設置会社による 学校設置事業

～株式会社による学校設立が可能に～

施設基準、毎年度の評価、経営支障時の就学継続措置等、一定の要件を満たせば、株式会社が学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）を設置することができる特例。

不登校やグローバル、デジタルなど学校教育の多様化するニーズや、地方の廃校活用によるスクーリング参加など地方創生にも貢献。

【認定計画数（累計）】52件
（全国24都道府県で活用）

構造改革特区 （2003年度）

教育



特定農業者による 特定酒類の製造事業

～特定農業者による特定酒類の最低製造数量基準を撤廃～

農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒又は果実酒を製造する場合、最低製造数量基準を適用しない特例。

事業者の新規参入や新たな観光資源の創出、6次産業化に寄与。



【認定計画数（累計）】210件（全国43道府県で活用）

地域農畜産物利用促進事業

国家戦略特区（2014年度）

全国展開（2019年度）

農業

～地域産品を使った農家レストランの農用地区域内設置を容認～

農業者が自ら生産した農畜産物または同一地域内で生産された農畜産物を主たる材料として調理し提供する場合に、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能とする特例。

農業の6次産業化の推進、所得向上、雇用の確保に寄与。



【活用件数（全国展開前）】15件
内訳：新潟市：4件、東京圏：1件、愛知県：3件、
関西圏：4件、養父市：1件、沖縄県：2件

「地域限定保育士」の創設

国家戦略特区 （2015年度、2017年度）

保育

～地域のニーズに応じた集中的な保育士の確保～

試験を実施する自治体内のみで勤務可能※となる特別な保育士資格を設け、多様な法人による試験事務の実施を可能とする特例。

2023年度末までに約8,600人が資格を取得し、地域における保育士確保に寄与。



※資格を取得し、登録を受けて3年経過後は全国で勤務可能

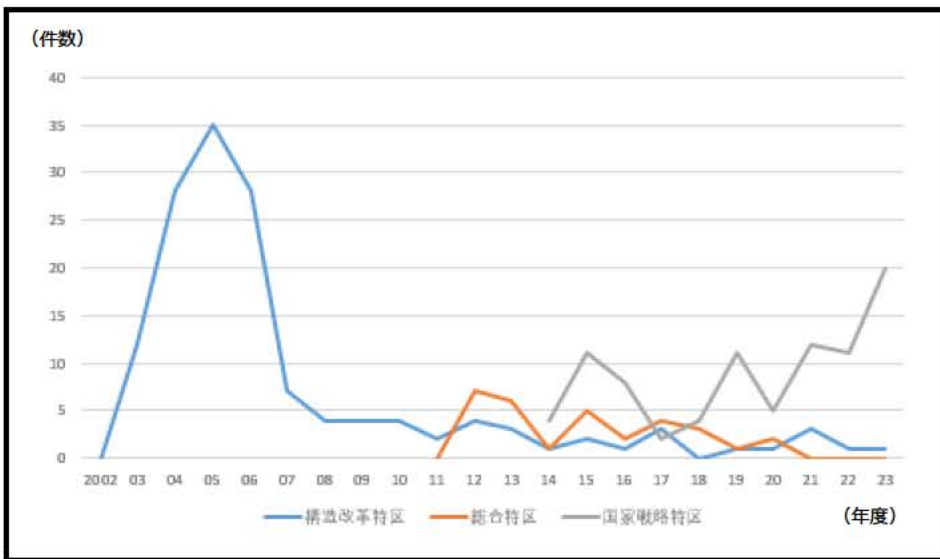
【活用自治体】神奈川県、大阪府、沖縄県、仙台市、成田市

※【活用自治体】は過去に活用した自治体や今後活用予定の自治体を含む

取組を踏まえた主な課題（反省）①

- 特区の特例はあくまでも弊害の有無を確認する実証プロセスであり、**最終ゴール**は（地域ブランドとして有用性の高い一部特例を除き）**全国展開**を目指すこととしている。近年、全国展開件数は、国家戦略特区では増加傾向にある（図1）ものの、**特例化から長期間を経ても、全国展開されていない特例**も残っている（措置化から5カ年度以上を経た特例は3特区で計114件、全体の約36%、図2）
- 特に総合特区、国家戦略特区は、特区指定区域しか特例を活用できないこともあり、結果として**全国への裨益効果が限定的**となっている（P2左下表、参考資料2-3）

【図1】各特区制度における全国展開件数の推移



※ 構造改革特区は、特例措置後に全国展開された件数（最初から全国展開された件数はカウントができないため含まない）

【図2】特例措置化と全国展開

<令和6年12月現在>

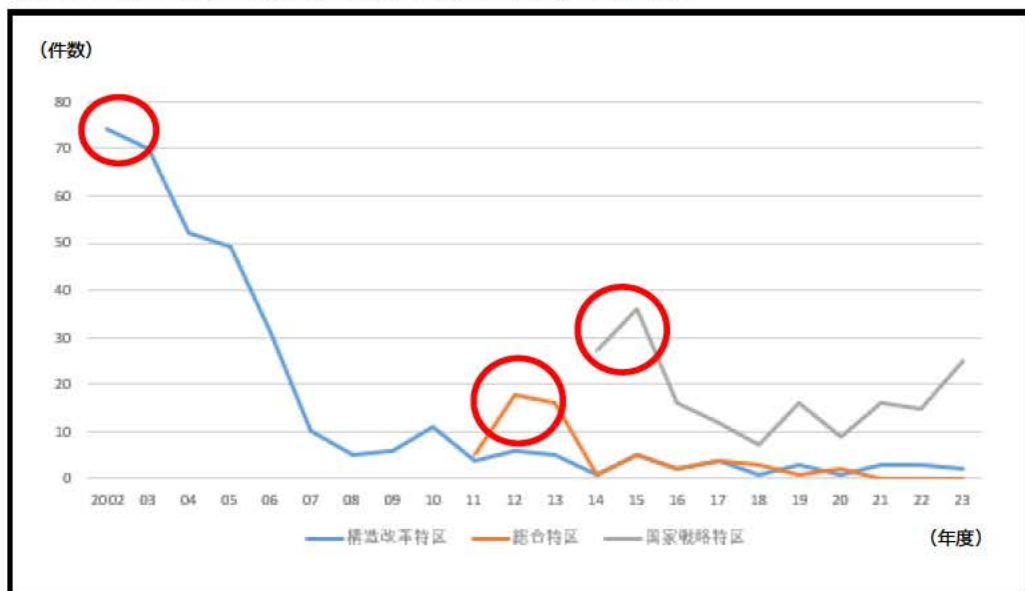
	構造改革 特区	総合 特区	国家戦略 特区	特区 全体
特例措置化	203件 ※	25件	94件	322件 ※
その後 全国展開	145件 (72.1%)	5件 (20%)	27件 (28.7%)	177件 (55.3%)
現在も 特例	56件 (27.9%)	20件 (80%)	67件 (71.3%)	143件 (44.7%)
うち特例化から 5カ年度経過	51件 (25.4%)	20件 (80%)	43件 (45.7%)	114件 (35.6%)
うち複数区域 で活用	18件 (9.0%)	0件 (0.0%)	21件 (22.3%)	39件 (12.2%)

※ 規制制度の変更等に伴う廃止2件を含む。なお、割合は廃止2件を除いて算出

取組を踏まえた主な課題（反省）②

- 規制・制度改革の措置化は、特に構造・総合特区では制度の創設当初に多い傾向（図3）が見られる。また国家戦略特区では、地域によって規制・制度改革の提案や活用に差が見られる（図4）
- これらは、制度創設又は特区指定当初の取組により、一定の改革が実現できたと評価できる面もあるが、特に規模の小さな自治体や事業者にとっては、新規提案を発掘し、主務官庁にエビデンスを提示し、時には利害関係者から厳しい指摘を受けながらも、粘り強く交渉を続けて規制改革を実現していくハードルの高さや、一方で発案者のメリットの小ささを指摘する声もある

【図3】各特区制度における措置件数の推移



※ 特例措置件数と全国展開件数の合算（特例措置から全国展開されたものは2段階で計上。構造改革特区は、最初から全国展開されたものはカウントできないため含まない。規制制度の変更等に伴う廃止された特例措置も含む）

【図4】国家戦略特区指定12区域の評価（令和5年度）

区域名	1. 進捗状況				2. 新規の特例活用事業		3. 新規提案
	達成	進行中	要推進	合計	規制改革 事項数	(うち 初年度)	件数
東京圏	81	22	3	106	3	0	7
東京都	62	19	2	83	2	0	6
神奈川県	13	1	1	15	0	0	0
千葉市（3次指定）	2	1	0	3	0	0	0
成田市	4	1	0	5	1	0	1
関西圏	28	4	0	32	0	0	0
大阪府	19	1	0	20	0	0	0
兵庫県	3	2	0	5	0	0	0
京都府	6	1	0	7	0	0	0
新潟市	7	0	0	7	0	0	0
養父市	9	0	0	9	0	0	0
福岡市・北九州市	31	18	1	50	4	2	12
福岡市	21	17	1	39	2	1	10
北九州市（3次指定）	10	1	0	11	2	1	2
沖縄県	6	1	0	7	2	1	2
仙北市（2次指定）	1	0	1	2	0	0	0
仙台市（2次指定）	13	3	0	16	1	0	2
愛知県（2次指定）	14	0	0	14	1	0	1
広島県・今治市（3次指定）	11	0	0	11	1	0	1
広島県	6	0	0	6	1	0	1
今治市	5	0	0	5	0	0	0
つくば市（スーパーシティ）	2	7	0	9	3	1	5
加賀市・茅野市・吉備中央町（デジタル田園健康特区）	0	4	0	4	2	0	2
加賀市	0	3	0	3	1	0	1
茅野市	0	0	0	0	0	0	0
吉備中央町	0	1	0	1	1	0	1
合計	203	59	5	267	13	4	32

※ 第63回国家戦略特別区域諮問会議資料4より抜粋

取組を踏まえた主な課題（反省）③

- また折角、提案を行っても、特に利害関係者の多い案件などは主務官庁との調整が難航し、**規制・制度改革がなかなか実現できなかったり**、実現しても**条件が付加**されるなどの結果、措置の**活用が思うように進まない**ケースもある（図5）
- 更に新規提案や特例活用が抑制されている背景として、**特区制度の活用方法や他の規制改革制度との関係が分かりにくい、といった指摘**も聞かれる

※ 国家戦略特区の内容について約6割が「あまり知らない」「全く知らない」と回答（令和6年1月時点）（図6）

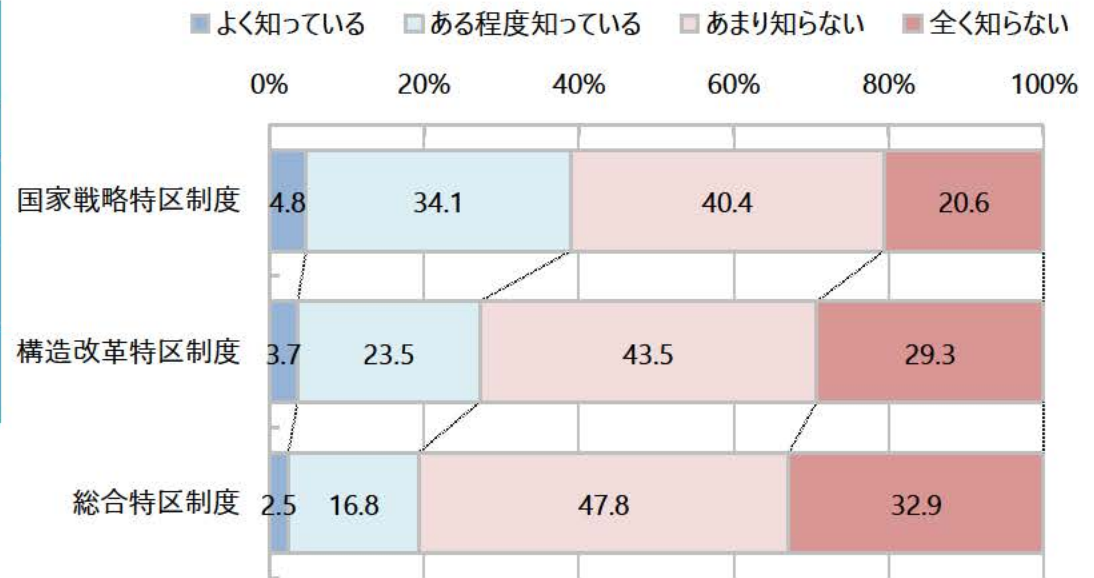
【図5】特例措置の活用状況

<令和6年12月現在>

	構造改革特区	総合特区	国家戦略特区	特区全体
特例措置	56件	20件	67件	143件
複数区域で活用	21件 (37.5%)	0件 (0.0%)	26件 (38.8%)	47件 (32.9%)
単独区域で活用	15件 (26.8%)	16件 (80.0%)	19件 (28.4%)	50件 (35.0%)
活用実績なし	20件 (35.7%)	4件 (20%)	22件 (32.8%)	46件 (32.2%)

※ 過去に活用されていたものも含めて計上

【図6】特区制度の内容の認知度



※ n=2,089（地方自治体職員向けのML経由 1395、内閣府のFB経由694）

（出典）令和5年度国家戦略特区の活用促進及び成果等の発信に関する調査分析業務報告書

今後の方向性（案）

規制・制度改革は、国でしかできないこと。安心・安全で暮らせる持続可能な地域経済社会を創るため、これまでの成果や課題を踏まえ、以下の**3つの柱**を軸に、地域の意欲を国が阻害することのないよう、**地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める**

3つの柱	取組の方向性
これまでの成果の 全国への普遍化	- 特例措置の全国展開を更に推進 - 直ちに全国展開が困難なものは、全自治体が活用可能な構造改革特区の特例化を検討 - 活用が伸び悩む特例措置の要件を再検証
新たな挑戦への サポート強化	- 新規の規制・制度改革提案へのサポート（エビデンス収集等） - 規制・制度改革を活用した新たな取組・事業へのサポート 総合経済対策2024における先行取組（参考資料2-4） ✓ 先端的服务に関する調査・実証 ✓ 新しい地方経済・生活環境創生交付金による財政支援 ✓ <u>利子補給金制度の拡充（対象事業分野や事業規模に関する要件緩和）</u>
産官学金労言の 理解・連携促進	- 特区の活用促進につながる情報発信強化（地域の好事例など） - 自治体・事業者など現場の声の聞き取り - 規制・制度改革関係制度の連携強化（参考資料2-5）

今後、地域の声に耳を傾け、
国家戦略特区ワーキンググループ等も活用して、取組を検討・推進

特区制度の活用事例

内閣府
地方創生推進事務局



特区制度の活用事例 <保育分野>

令和6年12月現在

公立保育所における 給食の外部搬入方式の容認事業

構造改革特区（2003年度）

一部全国展開（2010年度）

～公立保育所における給食の外部搬入が可能に～

公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする特例（3歳以上は公立・私立を問わず全国展開済み）。

公立保育所における運営合理化の推進に寄与。



【認定計画数（累計）】122件（全国31都道府県で活用）

「地域限定保育士」の創設

国家戦略特区
（2015年度、2017年度）

～地域のニーズに応じた集中的な保育士の確保～

試験を実施する自治体内のみで勤務可能※となる特別な保育士資格を設け、多様な法人による試験事務の実施を可能とする特例。

2023年度末までに約8,600人が資格を取得し、地域における保育士確保に寄与。



※資格を取得し、登録を受けて3年経過後は全国で勤務可能

【活用自治体】神奈川県、大阪府、沖縄県、仙台市、成田市

都市公園内における 保育所等設置の解禁

国家戦略特区（2015年度）

全国展開（2017年度）

～都市公園内に保育所等の設置が可能に～

保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合、都市公園管理者が占用を許可する特例。

保育等の福祉サービス需要の高まりに対応し、本特例の認定を受けた自治体の待機児童約3割の解消に貢献（2019年4月1日時点）。



【保育所等の設置事例】78件（2024年3月末時点、国土交通省調べ）

小規模認可保育所における 対象年齢の拡大

国家戦略特区（2017年度）

一部全国展開（2023年度）

～小規模認可保育所の柔軟な運用による待機児童の解消～

小規模認可保育所※において、3歳以上の児童の受入れを可能とする特例。（0～5歳の一貫した保育は全国展開、3～5歳の保育は特例として存置）

2022年度末までに14施設で受入れを可能としており、待機児童の解消に寄与。

※定員19人以下の保育所で、原則0～2歳が入所対象



【活用自治体】成田市、兵庫県（西宮市）、大阪府（堺市）

その他、国家戦略特区において、外国人乳幼児が多い認可外保育所において外国の保育資格を有する人材を活用できる特例（2023年度特例措置）や保育所等において看護師を保育士とみなしてカウント出来る特例要件の緩和（2023年度全国措置）により、保育士不足や待機児童の解消に寄与するとともに、地域の実情に応じた多様な保育を実現。

※【活用自治体】は過去に活用した自治体や今後活用予定の自治体を含む

特区制度の活用事例 <教育分野>

令和6年12月現在

研究開発学校設置事業 (教育課程特例校制度)

構造改革特区 (2002年度)

全国展開 (2008年度)

～学習指導要領等によらない教育課程の
編成・実施の弾力化～

学校や地域の実態に照らした新教科の設定や小中一貫での教育課程、既存教科を英語で実施する等、学習指導要領等の教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を可能とする特例。



【指定されている学校数】1,845校
(2024年4月時点、文部科学省調べ)

公設民営学校の設置

～公立学校運営の民間への開放～

教育委員会の一定の関与の下、都道府県等が指定する非営利の法人（学校法人、一般社団法人等）に、高等学校及び中高一貫校等の管理委託を認める特例。

現在までに、愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科及び大阪府立水都国際中学校・高等学校の2校が設置され、産業人材やグローバル人材の育成等に寄与。

【活用自治体】愛知県、大阪府



国家戦略特区 (2015年度)

学校設置会社による 学校設置事業

構造改革特区 (2003年度)

～株式会社による学校設立が可能に～

施設基準、毎年度の評価、経営支障時の就学継続措置等、一定の要件を満たせば、株式会社が学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）を設置することができる特例。

不登校やグローバル、デジタルなど学校教育の多様化するニーズや、地方の廃校活用によるスクーリング参加など地方創生にも貢献。



【認定計画数（累計）】52件
(全国24都道府県で活用)

獣医学部の新設

～獣医学部の新設が可能に～

獣医学部の新設を可能とする特例。愛媛県今治市において、2018年4月に岡山理科大学獣医学部が新設され、先端ライフサイエンス研究や自治体等と連携した地域における感染症対策などの取組の推進に貢献。

【活用自治体】今治市



その他、構造改革特区において、職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業（2022年度特例措置）により、地域産業の発展に資するイノベティブな人材の育成やリカレント教育の促進に寄与。

特区制度の活用事例 <観光・産業分野>

令和6年12月現在

酒類の製造事業

(通称 ①どぶろく特区、②ワイン特区)

構造改革特区

(①2003年度、②2008年度)

～特定の酒類の最低製造数量基準を撤廃・引き下げ～

① 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米、果実を原料とした濁酒、果実酒を製造する場合、最低製造数量基準を適用しない特例を2003年に創設。

② 2008年には地域の特産物である農産物等を原料とした酒類（果実酒、リキュール）を製造する場合、最低製造数量基準を大幅に引き下げる特例を追加。（2017年には、単式蒸留焼酎等を追加）

事業者の新規参入や6次産業化、新たな観光資源の創出に寄与。



【認定計画数（累計）】 ① 210件（全国43道府県で活用）
② 136件（全国37都道県で活用）

古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外

国家戦略特区（2014年度）

全国展開（2017年度）

～古民家等の宿泊施設におけるフロント設置義務の免除～

歴史的建築物に監視カメラの設置や緊急時の対応の体制が整備されている場合、フロント設置を免除する特例。

地域資源の活用による、まちのにぎわい創出に貢献。



【活用自治体（全国展開前）】 養父市、旧：篠山市（現：丹波篠山市）

地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和

構造改革特区（2013年度）

全国展開（2021年度）

～旅行業取扱管理者の他業種との兼任を可能に～

営業所ごとに配置が必要な旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認める特例。

地域観光資源を活かした地域密着型の旅行商品により地域の交流人口の拡大に貢献。



【地域限定旅行業者】 453社（2021年4月）→ 687社（2024年4月）
（観光庁調べ）

清酒の製造場における製造体験事業

構造改革特区（2019年度）

～新たな免許取得なしで清酒の体験製造場設置を可能に～

清酒の製造免許を受ける者が、製造体験を提供する場合、当該体験製造場を既存の製造場と一つの製造場とみなす特例。

体験製造場を核とする観光振興、地域の活性化に貢献。



【認定計画数（累計）】 5件（全国5道県で活用）

その他、国家戦略特区において、工場敷地の緑地面積率等の基準を緩和する工場立地法等の特例（2021年度特例措置）により工場の新增設を促進。また、滞在施設の旅館業法の適用除外とする特例（特区民泊）（2013年度特例措置）や道の駅の設置者を民間へ拡大する特例（2016年度特例措置、2022年度全国展開）等により、魅力向上と利便性の高い環境を整備し、国内経済の活性化を実現。

※【活用自治体】は過去に活用した自治体や今後活用予定の自治体を含む

特区制度の活用事例 <農業分野>

令和6年12月現在

地方公共団体等による農地等の 特定法人への貸付け事業

～農業生産法人以外でも農地等のリースが可能に～

農業生産法人以外の法人が、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地等を賃借することを可能とする特例。

耕作放棄地の解消や発生の防止、地域の雇用の確保、新たな加工品の開発に寄与。



【農業参入したリース法人数】 4,121件
(2023年1月時点、農林水産省調べ)

地域農畜産物利用促進事業

～地域産品を使った農家レストランの農用地区域内設置を容認～

農業者が自ら生産した農畜産物または同一地域内で生産された農畜産物を主たる材料として調理し提供する場合に、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能とする特例。

農業の6次産業化の推進、所得向上、雇用の確保に寄与。



【活用件数（全国展開前）】 15件
内訳：新潟市：4件、東京圏：1件、愛知県：3件、
関西圏：4件、養父市：1件、沖縄県：2件

その他、国家戦略特区において、農業委員会が担っている農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能とする特例（2014年度特例措置）により、申請者の利便性向上や事務の効率化に寄与。

構造改革特区（2002年度）

全国展開（2005年度）

農業法人経営多角化等 促進事業

～農作業に従事する役員数の要件を緩和し企業の参入を促進～

企業の農業参入を促進するため、農業に参入しようとする法人において農作業に従事する役員数の要件を緩和※する特例。

2016年3月までに24の特例農業法人が設立。

国家戦略特区（2014年度）

全国展開（2016年度）



※役員の過半が農業（販売・加工含む）の常時従事者であり、更にその過半が農作業に従事することが要件だったが、当該従事者の要件を1人以上に緩和。

【活用件数（全国展開前）】 24件
内訳：仙北市：2件、新潟市：9件、愛知県：2件、養父市：11件

国家戦略特区（2014年度）

全国展開（2019年度）

特定法人による農地取得

～農地所有適格法人以外の法人も農地の所有が可能に～

農地を所有できる法人（企業）は農地所有適格法人に限定されているが、それ以外の法人についても、一定の要件を満たす場合に農地を所有することを可能とする特例。

これまでに延べ8法人が農業に参入し、担い手不足や耕作放棄地の一部解消に寄与。

国家戦略特区（2016年度）

構造改革特区（2023年度）



【活用自治体】 養父市

※【活用自治体】は過去に活用した自治体や今後活用予定の自治体を含む

特区制度の活用事例 <医療分野>

令和6年12月現在

病床規制の特例による 最先端医療の提供

～病床過剰地域でも病床の新設が可能に～

都道府県医療計画で定める基準病床数を超える地域では、新たな病床の設置は制限されているところ、最先端医療を提供する医療機関においては、増床を可能とする特例。



【活用自治体】東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡市、沖縄県
(10医療機関)

国家戦略特区
(2014年度)

医学部の新設

～医学部の新設が可能に～

医学部新設は認められていないところ、一般の臨床医の養成・確保を主たる目的とする既存の医学部とは次元の異なる国際的な医療人材の育成を目的とする医学部の新設を1大学に限り認める特例。

国際医療福祉大学医学部が新設され、大多数科目において英語での授業を導入するなど国際的な医療人材の育成に寄与。



【活用自治体】成田市

オンライン服薬指導の解禁

～過疎地等で服薬指導機会の確保が可能に～

対面が原則の服薬指導を、オンラインを活用することにより、遠隔で受けることを可能とする特例。

患者側の負担軽減だけでなく、薬剤師による患者宅への訪問が不要となり、薬局側の負担も軽減。

※当初、過疎地等で解禁され、その後一定の要件を満たした都市部にも拡大。



【活用自治体】養父市、福岡市、愛知県、千葉市、仙台市

国家戦略特区
(2016年度、2019年度)

全国展開 (2021年度)

調剤業務の外部委託による 薬局薬剤師の対人業務強化

～一包化業務の外部委託が可能に～

薬局が行う調剤業務の一部（一包化）を、他の薬局に委託することを可能とする特例。

委託した薬局は、空いた時間により、患者の服薬後のフォローなど、対人業務を充実させることができる。



【活用自治体】大阪府（大阪市）

国家戦略特区
(2023年度)

その他、国家戦略特区において、二国間協定に基づく外国医師受入れ（2014年度）や臨床修練診療所での外国医師受入れ（2015年度）条件の緩和により、国際医療拠点の形成や国際貢献に寄与。

※【活用自治体】は過去に活用した自治体や今後活用予定の自治体を含む

特区制度の活用事例 <外国人材分野>

令和6年12月現在

家事支援外国人材の受入れ

～家事支援サービスを行う外国人の受入れを可能に～

自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする特例。

女性の活躍推進や、家事支援サービスのニーズへの対応に寄与。



【活用自治体(受入れ事業者数)】東京都(6事業者)、神奈川県(6事業者)、千葉市(2事業者)、大阪府(4事業者)、兵庫県(2事業者)、愛知県(2事業者)

国家戦略特区
(2015年度)

農業支援外国人材の受入れ

～農業支援活動を行う企業に雇用される外国人の受入れを可能に～

自治体等による一定の管理体制の下、一定水準以上の技能等を有し、農業支援活動を提供する企業に雇用される外国人材の入国・在留を可能とする特例。

経営規模の拡大などによる「強い農業」の実現に寄与。

※特定技能制度(2019年～)において農業分野の外国人が全国的に受け入れられることになったこと等をふまえ、段階的に同制度に移行。



【活用自治体】京都府、新潟市、沖縄県、愛知県

国家戦略特区 (2017年度)

全国展開※ (2019年度)

創業人材等の多様な外国人の受入れ促進

～外国人起業家の在留資格要件を猶予し、日本で起業しやすく～

自治体が一定の要件を確認した場合に、在留資格「経営・管理」の要件である事業所の確保等を入国後6カ月後までに満たす見込みがあれば、入国を可能とする特例。当該期間後も、自治体が認定するコワーキングスペース等であれば、最大1年間確保すべき事業所として認めている。



【活用自治体】東京都、神奈川県、成田市、京都府、兵庫県、新潟市、福岡市、北九州市、仙台市、愛知県、広島県、今治市、つくば市、大阪府・大阪市、加賀市

国家戦略特区
(2015年度、2020年度)

外国人エンジニアの受入れ・就労促進

～外国人エンジニアに係る在留資格認定証明書交付申請の審査の迅速化～

自治体による企業の経営状況や外国人が従事する業務内容の確認等を要件に、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化し、外国人エンジニアの就労を促進する特例。

対象の分野として、IT分野に加え、人手不足が深刻な半導体関連産業分野を2024年に追加。



【活用自治体】福岡市 ※熊本県等において活用予定あり

国家戦略特区
(2023年度、2024年度)

その他、国家戦略特区において、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した外国人留学生に対し、美容師としての就労を目的とする在留を認める特例(2021年度特例措置)や海外大学等を卒業した日本語学校への留学生が就職活動の継続を希望する場合に、就職活動継続のための在留資格を最大1年間認める特例(2019年度特例措置、2021年度全国展開)等により、優秀な外国人材の積極的な受入れ及び就労促進を実現。

※【活用自治体】は過去に活用した自治体や今後活用予定の自治体を含む

特区制度の活用事例 <交通・都市再生分野>

令和6年12月現在

交通空白地域における有償運送事業

構造改革特区（2002年度）

全国展開（2003年度）

～過疎地でNPO等による住民への有償運送サービスが可能に～

過疎地で、一定の要件※を満たす場合、NPO等が有償で住民を運送することを可能とする特例。※運送主体は地方公共団体から協力依頼を受けたNPO等、営利とならない範囲での対価の設定等

【活用自治体（全国展開前）】 飛騨市、愛知県豊根村、徳島県上勝町

～観光客への拡大～

過疎地で、訪日外国人観光客等を有償で運送することを可能とする特例。

【活用自治体】 特区特例2件
→ 全国ルール
(道路運送法78条2号) 698団体

レンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可視化事業

構造改革特区（2004年度）

全国展開（2005年度）

～無人の貸渡しシステムによりカーシェアリングの利用拡大へ～

レンタカー型カーシェアリング（自家用自動車共同利用）について、無人の貸渡しシステムの使用を可能とする特例。

全国的なカーシェアリングの普及や普及に伴う環境負荷低減等に寄与。



【活用自治体（全国展開前）】
札幌市、神奈川県、愛知県、広島県、北九州市、福岡市

その他、国家戦略特区において、空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和（2014年度特例措置、2021年度全国展開）や一定の要件の下で、道路に看板・オープンカフェ等の設置を可能とする特例（2014年度特例措置、2021年度全国展開）等により、交通利用者のサービス向上、都市機能の高次化、国際競争力の強化を実現。

ボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

構造改革特区（2002年度）

全国展開（2006年度）

～一般車両による福祉有償運送が可能に～

関係者による運営協議の場を設ける等、一定の要件を満たす場合、地方公共団体から協力依頼を受けた又は地方公共団体が主宰するNPO等の福祉有償運送において、福祉車両だけでなく、セダン型等の一般車両の使用を可能とする特例。



【認定計画数（全国展開前）】 156件（全国28都道府県）

都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し

国家戦略特区（2013年度）

～住宅の容積率緩和と都市計画法等の手続ワンストップ化～

区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和する特例と、区域計画の認定をもって、事業に係る許認可等がなされたものとみなせる特例。

国際都市の形成に必要な施設の立地を促進。



【活用プロジェクト数（2023年度末までの累計）】 51プロジェクト
内訳：東京都 48プロジェクト、神奈川県 3プロジェクト

1. 概要

- 構造改革特区制度は、地域の特性に応じた規制改革を通じて構造改革を加速させるとともに、**地域が自発性をもって規制の特例措置を活用することにより地域の活性化を促進**するもの。
- 手続としては、**各自治体から規制の特例措置の活用に係る計画の申請**を受け付け、**関係省庁同意の下、内閣総理大臣による認定（年3回）**を行っている。
- 当制度は平成15年度から始まり、今回は第63回目の認定になる。

2. 申請状況 ● 申請件数 9 件➤ **新規申請数 4 件**

- 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 3 件
（北海道せたな町、東京都神津島村、大阪府茨木市）
- 特産酒類の製造事業 1 件（長野県中野市）

➤ **変更（特例措置の変更なし） 5 件**

- 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業及び公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業 1 件（愛知県常滑市）
- 特定法人による農地取得事業 1 件（兵庫県養父市）
- 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 1 件（和歌山県高野町）
- 学校設置会社による学校設置事業 1 件（福岡県川崎町）
- 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業 1 件
（沖縄県浦添市）

月	申請・認定の流れ
5 月下旬	申請受付
	↓ 審査
8 月下旬	事業認定
9 月上旬	申請受付
	↓ 審査
12 月上旬	事業認定
1 月上旬	申請受付
	↓ 審査
3 月下旬	事業認定

地産地消で育む豊かな給食特区



農業王国信州なかのワイン・シードル特区



第63回 構造改革特別区域計画 認定受付簿

1. 新規 : 4件

管理番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	計画概要	関係府省庁
1	北海道	北海道久遠郡せたな町	地産地消で育む豊かな給食特区	北海道久遠郡せたな町の全域	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業の実施	こども家庭庁
2	東京都	東京都神津島村	神津島村子供たちの安全安心子育て特区	東京都神津島村の全域	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業の実施	こども家庭庁
3	長野県	中野市	農業王国信州なかのワイン・シードル特区	中野市の全域	709(710、711)	特産酒類の製造事業	ぶどう等を原料とした果実酒の製造	財務省
4	大阪府	茨木市	いばらき持続可能な給食特区	茨木市の全域	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業の実施	こども家庭庁

2. 変更(特例措置の変更を伴わない) : 5件

管理番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	主な変更理由	関係府省庁
5	愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなこなめっ子給食特区	常滑市の全域	920、2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	給食搬入元施設の変更	こども家庭庁
6	兵庫県	養父市	養父市法人農地取得特区	養父市の全域	1014	特定法人による農地取得事業	株式会社Amnakによる農地の(追加)取得	農林水産省
7	和歌山県	和歌山県伊都郡高野町	「食育」の推進をめざす一貫給食特区	和歌山県伊都郡高野町の全域	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども園や給食センター新設等に伴う変更	こども家庭庁
8	福岡県	福岡県田川郡川崎町	川崎町地産・地習・e環境教育特区	福岡県田川郡川崎町の全域	816	学校設置会社による学校設置事業	学習等支援施設の追加	文部科学省
9	沖縄県	浦添市	浦添市児童発達支援センター給食搬入特区	浦添市の全域	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	給食搬入業者の変更	こども家庭庁

3. 取消 : 5件

管理番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	取消理由	関係府省庁
10	北海道	深川市及び北海道上川郡上川町	北の大地の清酒製造体験特区	深川市及び北海道上川郡上川町の全域	712	清酒の製造場における製造体験事業	申請主体より清酒体験製造場の設置が困難となった旨の申出があったため。	財務省
11	北海道	北海道上川郡和寒町	自然の恵み野和寒町教育特区	北海道上川郡和寒町の全域	816	学校設置会社による学校設置事業	学校法人への移行により、本特例の活用が不要になったため。	文部科学省
12	滋賀県	高島市	高島環の郷教育特区	高島市の全域	816	学校設置会社による学校設置事業	学校法人への移行により、本特例の活用が不要になったため。	文部科学省
13	大阪府	柏原市	元気でにこにこ柏原給食特区	柏原市の全域	920、2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	給食の外部搬入事業を受託できる事業者数の減少により、自園調理することになったことから、本特例の活用が不要になったため。	こども家庭庁
14	大分県	大分県	大分臨海コンビナート活性化特区	大分市の区域の一部(大分川右岸以東の大分都市計画区域で定める工業専用地域及び工業港区内に指定された工業地域)	1308	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業	全国展開による取消	環境省

第64回構造改革特別区域計画の認定について

1. 構造改革特区制度の概要

- 創設：平成14年度

- 地域の特性に応じた規制改革を通じて構造改革を加速させるとともに、地域が自発性をもって規制の特例措置を活用することにより地域の活性化を促進するもの。
- 手続としては、各自治体から規制の特例措置の活用に係る計画の申請を受け付け、関係省庁同意の下、内閣総理大臣による認定（年3回）を行っている。

2. 申請状況

- 申請件数 11件

➤ 新規 4件

- 特産酒類の製造事業 2件（北海道歌志内市^{うたしないし}、群馬県高山村^{たかやまむら}）
- 学校設置会社による学校設置事業 1件（群馬県長野原町^{ながのばらまち}）
- 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 1件（京都府京丹後市^{きょうたんごし}）

➤ 変更（特例措置の変更あり） 2件

- 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業及び公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業 1件（山形県最上町^{もがみまち}）
- 特定農業者による特定酒類の製造事業及び特産酒類の製造事業 1件（島根県海士町^{あまちょう}）

➤ 変更（特例措置の変更なし） 4件

- 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業 1件（千葉県）
- 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業及び公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業 1件（香川県綾川町^{あやがわちょう}）
- 職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業 1件（熊本県）
- 学校設置会社による学校設置事業 1件（熊本県山都町^{やまとちょう}）

➤ 取消 1件

- 学校設置会社による学校設置事業等 1件（東京都立川市^{たちかわし}）

月	申請・認定の流れ
5月下旬	申請受付
	↓ 審査
8月下旬	事業認定
9月下旬	申請受付
	↓ 審査
12月下旬	事業認定
1月上旬	申請受付
	↓ 審査
3月下旬	事業認定

日本一小さな市のワイナリー創生・歌志内（うたしない）ワイン特区



長野原町グローバル教育特区



第64回 構造改革特別区域計画 認定受付簿（確定版）

1. 新規：4件

管理番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	計画概要	関係府省庁
1	北海道	歌志内市	日本一小さな市のワイナリー創生・歌志内(うたしない)ワイン特区	歌志内市の全域	709(710、711)	特産酒類の製造事業	ぶどうを原料とした果実酒の製造	財務省
2	群馬県	吾妻郡長野原町	長野原町グローバル教育特区	群馬県吾妻郡長野原町の全域	816	学校設置会社による学校設置事業	株式会社による小学校設置事業	文部科学省
3	群馬県	吾妻郡高山村	たからのやまたかやまワイン特区	群馬県吾妻郡高山村の全域	709(710、711)	特産酒類の製造事業	ぶどう等を原料とした果実酒の製造	財務省
4	京都府	京丹後市	京丹後市保育所給食特区	京丹後市の全域	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業の実施	こども家庭庁

2. 変更(特例措置の変更を伴うもの)：2件

管理番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	主な変更理由	関係府省庁
5	山形県	最上郡最上町	食育機能の統合による次世代育成すこやか特区	山形県最上郡最上町の全域	920、 <u>2001</u>	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	一部の公立保育所が公立幼保連携型認定こども園への移行に伴い、特例措置「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」の追加	こども家庭庁
6	島根県	隠岐郡海士町	海士ワイン・どぶろく特区	島根県隠岐郡海士町の全域	<u>707(708)</u> 709(710)	・特定農業者による特定酒類の製造事業 ・特産酒類の製造事業	どぶろくの製造に伴い、特例措置「特定農業者による特定酒類の製造事業」の追加	財務省

3. 変更(特例措置の変更を伴わない)：4件

管理番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	主な変更理由	関係府省庁
7	千葉県	千葉県	元気いっぱいいちば障害児給食特区	千葉県の全域	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	市原市内の児童発達支援センターへの給食外部搬入の追加	こども家庭庁
8	香川県	綾歌郡綾川町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡綾川町の一部(綾上、羽床地域)	920、2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	羽床地域の公立保育所型認定こども園への給食外部搬入の追加	こども家庭庁
9	熊本県	熊本県	熊本県高度人材育成・確保特区	熊本県の全域	836	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業	熊本県立技術短期大学校に半導体技術科が開設され、当該学科を本特区の対象とするため	文部科学省
10	熊本県	上益城郡山都町	潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり特区	熊本県上益城郡山都町の全域	816	学校設置会社による学校設置事業	通信教育連携協力施設(面接指導等実施施設及び学習等支援施設)を追加設置	文部科学省

4. 取消：1件

管理番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	区域の範囲	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	取消理由	関係府省庁
11	東京都	立川市	ネット学習(eラーニング)事業を活用したまちづくり特区	立川市の全域	816 832	・学校設置会社による学校設置事業 ・インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	活用を予定していた事業者が大学設置を延期し、他に設置を予定する事業者もないため	文部科学省

令和7年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧

関係府省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	認定件数 (第64回認定まで)	過去の 評価時期	評価時期
厚生労働省	910	病院等開設会社による 病院等開設事業	法律	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。	1件	令和3年度	令和7年度
こども家庭庁	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	省令	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。(一部全国展開:3歳以上児に限り、平成22年6月から全国展開)	75件	令和3年度	令和7年度
こども家庭庁	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	省令	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。	28件	令和3年度	令和7年度
こども家庭庁	2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	府令 省令	公立の幼保連携型認定こども園における3歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。	10件	令和3年度	令和7年度

令和7年度の評価・調査委員会における評価・調査のスケジュール(案)

時期	評価
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	評価・調査委員会 ○調査票の審議 
10月	○調査の実施 ○調査結果のとりまとめ
11月	
12月	
1月	
2月	評価・調査委員会 ○評価意見のとりまとめ
3月	対応方針の本部決定

※上記は現時点のスケジュールであり、今後、変更・追加がありうる。